

小松島競輪場中央集計センター機能移設業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、小松島競輪場の中央集計センター機能を第一投票所2階から隣接する西スタンド4階へ移設するとともに、8併売に対応したシステム及び機器の導入を行うものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

小松島競輪場中央集計センター機能移設業務

(2) 業務内容

「仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日(月)まで

(4) 提案上限額

99,741,400 円(消費税及び地方消費税含む)

3. 担当部署

〒773-0006 徳島県小松島市横須町5番57号

小松島市産業振興部競輪局

電 話:0885-32-0290

ファックス:0885-33-3122

メー ル:keirin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

4. 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する提案書等を求め、提案者の経験及び実施能力、提案価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定する。

5. 参加資格

応募者(共同企業体の場合は構成員全員とする)は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 公益財団法人 JKA の VIS(車両情報システム)に対応したトータルゼータシステムを競輪場に納入した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

- (5) 安定的かつ健全な財務能力を有する法人であって、本業務を円滑に遂行できること。
- (6) 国税、県税及び市税に滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

6. 公表資料

公告にあたり、以下の資料を小松島市公式ホームページ及び小松島競輪公式ホームページで公表する。

- ①小松島競輪場中央集計センター機能移設業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- ②小松島競輪場中央集計センター機能移設業務 仕様書
- ③受託候補者選定評価基準表

7. 提案書の提出（市が様式を示しているもの）については、下記のとおりとする。

本プロポーザルに関する提案書は、次の方法で提出すること。

- (1) 質問書（様式1）
- (2) 参加表明書（様式2）
- (3) 会社概要（様式3）
- (4) 業務実績（法人等）（様式4）
- (5) 業務実績（担当予定者）（様式5）
- (6) 誓約書（様式6）
- (7) 提案書表紙（様式7）
- (8) 業務実施方針（様式8）
- (9) 業務実施体制（様式9）
- (10) 提案書（様式10）
- (11) 見積書（様式11）
- (12) 再委託先の業務実績（様式12）
- (13) 辞退届（様式13）
- (14) 導入実績等（様式14）

8. 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

公告日	令和6年8月29日(木)
参加表明書受付締切日	令和6年9月9日(月)
参加資格確認結果等通知発送	令和6年9月13日(金)
質問書受付締切日	令和6年9月19日(木)
質問書への回答日	令和6年9月24日(火)まで逐次
提案書受付締切日	令和6年9月30日(月)
提案書内容審査(プレゼンテーション等)	令和6年10月7日(月)
結果通知(提案書特定等)	令和6年10月上旬
優先交渉権者の公表	令和6年10月上旬
契約締結	令和6年10月中旬から11月上旬

※スケジュールは予定につき、変更する場合がある。

9. 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書(様式2)

②会社概要(様式3)

【添付書類】

- ・会社の沿革、組織がわかる書類(パンフレット等でも可)
- ・直近3期分の決算書

③業務実績(法人等)(様式4)

法人等の過去10年間(平成26年4月1日から令和6年3月31日)に完了した同種・類似の業務実績(最新の実績のみ)を記載し、当該業務に係る契約書の写しを添付すること。

④業務実績(担当予定者)(様式5)

担当予定者の過去10年間(平成26年4月1日から令和6年3月31日)に完了した同種・類似の業務実績(3件以内)を記載すること。実績として記載した業務に係る契約書等の写しを添付すること。また、保有資格を確認できる資料の写しを添付すること。

⑤直近年度の国税、県税及び市税に係る納税証明書(未納額がない証明)

⑥誓約書(様式6)

⑦会社・法人の登記簿謄本

(2) 提出期限

令和6年9月9日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送。(「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」に限る)

持参の場合は、土日祝を除いた平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

(4) 提出先

〒773-0006 徳島県小松島市横須町5番57号

小松島市産業振興部競輪局

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、書面により通知する。(令和 6 年 9 月 13 日(金)発送予定)

10. 質問書の受付・回答

プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式1)

(2) 提出期限

令和 6 年 9 月 19 日(木)午後 5 時まで

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、提出後には、電話により到着確認を行うこととする。また、他の方法による質問書は一切受け付けない。

(4) 提出先

小松島市産業振興部競輪局

電 話:0885-32-0290

メール:keirin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和 6 年 9 月 24 日(火)まで逐次、小松島市公式ホームページ及び小松島競輪公式ホームページで公開する。

11. 辞退届の提出

参加申し込み後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。

なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届(様式13)

(2) 提出期限

令和 6 年 9 月 27 日(金)午後 5 時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送。（「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」に限る）

持参の場合は、土日祝を除いた平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

(4) 提出先

〒773-0006 徳島県小松島市横須町5番57号
小松島市産業振興部競輪局

12. 提案書の提出

本プロポーザルに関する提案書は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

①提案書表紙（様式7）

代表者印を押印のうえ、提案書の鑑表紙として提出すること。

②業務実施方針（様式8）

業務の実施方針について記入すること。

③業務実施体制（様式9）

業務の実施体制、分担業務について記入すること。

④業務実施工程（任意様式）

令和6年11月上旬から業務に着手する場合を想定したうえで、小松島競輪場中央集計センター機能移設業務を遂行する際の留意点を踏まえ、業務の実施工程について記入すること。

⑤再委託先の業務実績（様式12）

該当がある場合のみ。ただし、業務の一部であって、主要な部分ではないこと。

⑥提案書（様式10）

提案書の作成にあたっては、「小松島競輪場中央集計センター機能移設業務 仕様書」の内容を踏まえ、下記テーマについて案を作成し業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。なお、提案書の記載方法については、A4判縦書きで3枚以内とし、提案が2枚以上となる場合は、ページ下段に番号（1/1、2/2）を記載することとする。

⑦提案書テーマ

提案書のテーマは、可用性、保守性及び拡張性とする。

項目	内容
テーマ1 可用性	機器の故障等、万一の障害に対しても例えば回線及び機器の2重化など競輪場運営に支障をきたさない構成となっているかを評価する。
テーマ2 保守性	障害発生時のサポート体制、受付体制、保安要員が到着するまでの時間、具体的な処置を開始するまでの時間、想定される対処方法等を評価する。

テーマ3 拡張性	公益財団法人JKAのVIS(車両情報システム)の変更や発払機の新に伴うシステム改修への柔軟性を評価する。
-------------	--

⑧導入実績等(様式14)

提案するシステムについて過去15年間(平成21年4月1日から令和6年3月31日まで)の競輪場への導入件数及び運用業務実施年数を記載し対象となる契約書の写しを添付すること。ただし、記載に際しては(様式14)に示した注意事項に基づき記載すること。

⑨見積書(任意様式)

見積書(A4で統一)は、見積書(様式11)を参考に、「本業務の経費」及び「システムの保守等年間の運用に必要な全ての経費」について積算根拠がわかる資料を作成及び添付のうえ、金額(税抜及び税込額を明記)を提示すること。ただし、システムの年間保守等は本業務の契約に含まない。

(2)提出期限

令和6年9月30日(月)午後5時まで(必着)

(3)提出方法

持参又は郵送。「特定記録郵便」又は「簡易書留郵便」に限る)

持参の場合は、土日祝を除いた平日の午前8時30分から午後5時までの間とする。

郵送の場合は、送料は提出者が負担すること。また、提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

(4)提出先

〒773-0006 徳島県小松島市横須町5番57号
小松島市産業振興部競輪局

(5)提出部数

提出書類①から⑧の順序で製本し、表紙の次項から通し番号を付け、簡易なA4ファイル(左綴じ)で提出すること。

●正本 1部(代表者員を押印したのも)

●副本 6部(正本の写し)

副本については、社名・社員等の提案者が特定される情報を削除又は黒塗り等で判読不能とすること。

●CD-R 1枚(正本をPDF形式で保存したもの)

13. 審査方法等

(1) 業務委託先選定会議の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、小松島競輪場中央集計センター機能移設業務受託者選定会議(以下「選定会議」という。)を設置する。ただし、参加資格の有無については、事務局において審査及び確認を行うこととする。

る。

(2) 選定会議

提案内容の審査は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング（プレゼンテーション 30 分程度、ヒアリング 15 分程度）により実施する。プレゼンテーションは原則として本業務に携わる予定の総責任者が行うこととし、ヒアリングについてはそれ以外の者も可とする。参加者は 3 名以内とする。プレゼンテーションの際、追加資料（模型等を含む）の提示は認めない。発注者は、映写スクリーン、電源供給設備、プロジェクターのみ用意する。パソコン等それ以外に必要とされる機器、道具等がある場合は提案者が用意すること。

(3) 審査及び配点

審査項目及び配点等の詳細は、「14 提案書特定のための評価方法」による。プロポーザルの審査は、選定会議の各委員が評価を行うものとする。評価点の満点は 900 点とし 450 点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。同点の者がいる場合は、委員の多数決をもって受託候補者を選定する。参加者が 1 提案者の場合でも審査及び評価を実施し、評価点が 450 点以上ある場合は、その 1 提案者を受託候補者として選定する。

(4) 審査結果

審査結果は、令和 6 年 10 月上旬を目途に提案者に対し結果通知書により通知するとともに、小松島市公式ホームページ及び小松島競輪公式ホームページで公表するものとする。なお、審査結果に関する異議申し立てについては、受け付けないものとする。

14. 提案書特定のための評価方法

別紙「受託候補者選定基準表」による。

15. 提案者の失格事項

提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格となる。

- (1) 参加要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性に反する行為があった場合
- (6) 選定会議の委員に直接、間接を問わず、連絡を求めた場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定会議が失格と認めた場合

16. 契約手続き

契約は、仕様書及び受託候補者の提案書等の記載事項を基本に協議のうえ、締結するものとする。提案書に記載され、審査において評価した項目については、原則として契約時の仕様反映す

るものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において受託候補者との協議により契約段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより、契約内容及び契約額の調整を行うことがある。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

17. その他の留意事項

- (1) 本件のプロポーザルに係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本業務に係る範囲において公表する場合やその他本市が必要と認める場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出された書類等は、小松島市行政情報公開条例(平成12年条例第47条)で定める行政情報として取り扱うものとする。
- (6) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された最優秀提案者を対象として、業務内容や仕様等の契約内容を本市と協議したうえで決定するもので、受託候補者の選定をもって、提案内容すべてを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手を決定するものではない。